

# 青森県報

第三千七百七十五号

平成二十五年  
十一月二十七日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課)…一

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する  
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課)…二

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課)…二

右 同……………(同)…二  
右 同……………(同)…三

### 出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域民局)…三

右 同……………(同)…三

土地改良事業計画変更の認可……………(同)…三

右 同……………(同)…四

### 選挙管理委員会

青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙  
会の場所及び日時……………(事務局)…四

### 公安委員会

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(運転免許課)…四

## 告 示

青森県告示第八百十号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡今別町大字大泊字上山崎六三の一(次の図に示す部分に限る。)、六三の五五、六三の六三、六三の六四、六三の六六、六三の六九、六三の七三、六三の七五、六三の七六、六三の八二から六三の八四まで、六三の八九、六三の一〇五、六三の一〇六、六三の一〇八、六三の一〇七、六三の一〇八、六三の一〇九から六三の一四〇まで、六三の一四二、六三の一四六、六三の一四八、六三の一五〇、六三の一五一、六三の一五三、六三の一五七から六三の一六二まで、六三の一七一、六三の一七二、六三の一七六から六三の一七九まで

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 変更後の指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アシスト

三 代表者の氏名

夏堀 典雄

四 主たる事務所の所在地

三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、南部町住民及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケースデンキ青森西店

青森市大字新田字忍四二の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上元延

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八

代表取締役 田村修二

三 意見の概要  
県の意見なし  
四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース筒井店

青森市大字筒井字八ツ橋七三の外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

成田勝雄

青森市桜川六丁目二の四

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十五年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を平成二十五年十一月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年十一月二十七日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、島守土地改良区の定款の変更を平成二十五年十一月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年十一月二十七日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、島守土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十五年十一月十五日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月二十七日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

事業名 維持管理

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、天満下土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十五年十一月十五日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月二十七日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

事業名 維持管理

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十四年八月二日執行の青森県西部海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（以下「準用法」という。）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めただので、準用法第七十八条の規定により告示する。

平成二十五年十一月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 場所 青森市新町二丁目四の三〇 青森県庁北棟五階監査室
- 二 日時 平成二十五年十一月二十八日 午後二時

公安委員会

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月二十七日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

青森県公安委員会規則第八号

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

委託講習等の実施に関する規則（平成二十三年十二月青森県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二停止処分者講習の項中「第一百七条の四第四号」を「第一百七条の二の二第一号」に、「処され」を「処せられ」に改め、同表指定自動車教習所職員講習（教習指導員）の項中「第一百七条の四第四号」を「第一百七条の二の二第一号」に改め、同表指定自動車教習所職員講習（副管理者）の項中「第一百七条の二の二第六号若しくは第七号の罪、法第百七条の四第三号若しくは第四号」を「第一百七条の二の二第八号から第十一号まで」に改め、同表高齢者講習又は特定失効者講習（七十歳以上）の項及び違反者講習の項中「第一百七条の四第四号」を「第一百七条の二の二第一号」に、「処され」を「処せられ」に改め、同表特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満））、特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳以上））、特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳未満））又は特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳以上））の項中「第一百七条の四第四号」を「第一百七条の二の二第一号」に、「処され」を「処せられ」に、「新任運転適正指導員研修、運転適正講習指導員研修」を「新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修」に改める。

別表第三中「普通旅客者講習」を「普通旅客車講習」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年十二月一日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二百十五円一銭